

特定疾患治療研究事業（法制番号51）及び 小児慢性特定疾患治療研究事業（法制番号52）の 特記事項欄記載のお願い

特定疾患治療研究事業等の受給者の場合の特記事項欄への記載について
特定疾患治療研究事業等の受給者証等が提示され、当該受給者証等に所得区分の記載Ⅰ～Ⅳ及びA～Cがある場合には、それぞれの所得区分に応じ、特記事項欄に「17上位」「18一般」「19低所」を記載する。これは、医科、歯科、調剤、訪問看護全てを対象とする。

多数回該当の場合の特記事項欄への記載について

特定疾患治療研究事業等にかかる医療について、多数回該当に該当した場合には、所得区分に応じて、特記事項欄に「22多上」「23多一」「24多低」と記載する。

なお、多数回該当の対象は入院のみであるため、医科・歯科の入院外の診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書に記載することはない。

特定疾患治療研究事業(法制番号51)及び小児慢性特定疾患治療研究事業(法制番号52)に係る多数回該当は、当該事業等の対象療養に係る高額療養費の支給回数をカウントの対象とする。

以上のとおり改正されましたが、平成21年10月診療分からのご請求にあたっては、受給者証に所得区分がない場合であっても、特記事項欄の記載をお願いいたします。

お問い合わせ先

業務第一部管理課

担当者 石川

TEL 043-254-7183

FAX 043-254-0048

診療(調剤)報酬明細書の返戻の状況について

平成21年6月審査分の返戻の状況は、下記のとおりでありましたので、今後の請求の参考にしてください。

6月審査分の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の受付件数は、3,233,407件、このうち返戻となった件数は、5,921件でありました。

返戻の主な内容は、次のとおりです。

1. 審査委員会の返戻について

審査委員会からの返戻明細書は、1,635件で返戻の総件数の27.61%です。

この主な内容は、傷病名に対して、投薬、注射、処置、検査等の適応に関する照会です。

2. 事務上の返戻について

生年月日より医療種該当の不一致(11.87%)

被保険者証の生年月日を十分に確認し、正しい医療種での請求をしてください。

被保険者証の記号、番号、受給者番号の記載もれ又は不備(10.71%)

被保険者証からカルテへ、カルテから明細書へ転記する場合十分確認し、明細書を提出する際は、記載もれのないようにしてください。

貴院・薬局より返戻依頼(8.06%)

当月ご提出分のみ、本会からの返戻となっております。

基本診療料に関するもの(4.42%)

診察料については、初診算定月と診療開始日の不一致、時間外、休日及び深夜の表示もれの他、診療実日数と診療回数との不一致が見受けられます。

乳幼児医療費の請求に関するもの(4.39%)

乳幼児医療費の請求は、乳幼児の加入する保険が国保組合の場合、レセプトの写し又は乳幼児医療費請求書(社保用)で別請求となります。なお、医療費の保険給付額の請求は、83公費負担者番号等は記載せず、国保単独分として請求ください。

この他、保険者又は広域連合において、被保険者の資格を確認し、過誤として本会に提出される総件数は14,392件に達しております。

それぞれの過誤件数・過誤理由別順位は以下のとおりです。

国保(後期高齢を除くすべて)

過誤件数: 13,309件

- 1位 社保該当
- 2位 同医療種給付割合誤り
- 3位 記号番号・受給者番号該当なし
- 4位 国保・老人非該当 退職該当
- 5位 転出

後期高齢者

過誤件数: 1,083件

- 1位 負担割合相違
- 2位 医療機関取り下げ依頼
- 3位 生保加入
- 4位 他の広域連合に転出の為喪失
- 5位 その他喪失

その他に、生年月日・性別・被保険者番号誤り

保険医療機関等におかれましては、被保険者証の確認を十分行ってくださるようお願いいたします。

返 戻 件 数 調 査 表

平成21年 6月審査 (医科・歯科・調剤・訪問) 受付 3,233,407 件

返 戻 理 由	国 保		退職 本人		退職 扶養		後期高齢者		合 計			返 戻 占 有 率
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	計	
審査委員会により返戻	89	849	2	21	1	15	84	574	176	1,459	1,635	27.61%
生年月日より(前期高齢者・未就学者・一般・後期高齢者)該当ではないでしょうか	2	287	2	312		90		10	4	699	703	11.87%
被保険者証の記号、番号、公費負担医療の受給者番号記載もれ又は不備	4	446		18		10	1	155	5	629	634	10.71%
貴院・薬局より返戻依頼	68	235	1	6	2	2	56	107	127	350	477	8.06%
初診料、再診料、再調ください		192		4		1		65		262	262	4.42%
83について	3	257							3	257	260	4.39%
重複請求		153		10		4		68		235	235	3.97%
給付割合再調ください	1	173		1		2		17	1	193	194	3.28%
診療月と診療開始日の不一致		67				1		21		89	89	1.50%
他保険者分(混入)		34		7		2	1	32	1	75	76	1.28%
保険者番号、公費負担者番号の記載もれ又は不一致		49		2		2	1	16	1	69	70	1.18%
保険者番号と被保険者証の記号が不一致		59		3		2		5		69	69	1.17%
特別療養費について		48		3						51	51	0.86%
傷病名、診療開始日記載もれ		19		1		1		12		33	33	0.56%
請求書の添付もれ、印もれ		23		1				9		33	33	0.56%
その他	68	504	2	55	1	28	56	386	127	973	1,100	18.58%
合 計	235	3,395	7	444	4	160	199	1,477	445	5,476	5,921	100.00%

お 願 い

診療報酬請求書等の受付について

10月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日(金)です。
なお、特定健診・特定保健指導の請求は、5日(月)が受付
締切となります。

また、請求にあたっては一般診療報酬とは別封筒で、事業課
宛にお願いします。